



泉佐市政第 2522 号
平成 30 年 11 月 1 日

総務大臣
石田 真敏 様

泉佐野市長 千代松 大耕

回答書



平成 30 年 10 月 16 日付け、総税市第 90 号にて大阪府ふるさと納税担当部長を通じて照会のあった「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について」下記のとおり回答いたします。

記

当市としては、ふるさと納税制度は、首都圏自治体と地方の自治体との格差の縮小、地方の活性化に役立つうえ、国民が自発的に税金の納付や使い方に携わることができる機会にもなっており、大変意義のあるすばらしい制度であると理解しています。

当市は過去に財政健全化団体となった経緯もあり、早くからこのふるさと納税に積極的に取り組むとともに、貴省と共に制度の利用促進を図ってきたと自負しています。

しかし、これまで貴省からの返礼品に関する通知は、ふるさと納税に積極的に取り組んできた当市にとって、受け入れ難い内容と考えています。

例えば返礼品の調達率は 3 割までといったことについても、なぜ 3 割なのかといった明確な根拠を直接示されたことはございません。特に返礼品を地場産品に限るという件についても、なぜ地場産品のみに限定するのかなどについて何ひとつ具体的な説明がなされておらず、貴省が一方的な見解・条件を押しつけていると理解せざるを得ません。

当市の現在の返礼品は、市の担当者が生産者や卸業者、小売業者らと何度も話し合いを重ねるなど、長年にわたって培ってきたものです。当市以外の他の自治体の返礼品の多くも、それぞれの努力やアイデアの結晶であることをぜひご理解いただきたいと思います。

ふるさと納税においては、過去に地場産品資源の豊富な自治体が多くの寄附を集めている経緯があり、これに危機感を感じた地場産品資源の乏しい自治体が様々なアイデアを

具現化させることで、この格差を埋めるために取り組んできました。返礼品の品揃えは、まさに地方の汗と涙の結晶だと考えています。

これまでの通知、特に平成30年4月1日に追加された、返礼品を事実上地場産品に限るという通知内容については、そういった地方の努力を全く顧みないものとしか思われず、当市としては決して受け入れることのできない内容だと考えています。

また、ふるさと納税の規制強化におけるこれまでの貴省や都道府県の、自治体への対応は、あまりにも強引かつ強権的で、地方分権が叫ばれる中、地方自治法に抵触する不当な関与が行われていると理解せざるを得ません。既に貴省の通知を遵守する形となった自治体においても、「通知の内容に納得して了承した訳ではなく、貴省や都道府県からの強引かつ強権的な指導にやむを得ず対応したもの」というお話を多く耳にしています。このままでは地方分権が脅かされ、地方の活性化そのものが損なわれるのではないかと危惧しています。

当市としても、もちろん一定のルールや基準を設けること自体には賛同しています。ふるさと納税という制度が導入されて10年経ち、制度の欠点やゆがみのようなものが見えてきたことは否定できないと考えます。

一方で、当市のように制度によって財政が大いに助かり、行政だけでなく地方経済の活性化にもつながっている着実な効果も出ています。

制度導入時の意義や目的をしっかりと尊重しながら、ふるさと納税にブレーキをかけるのではなく、さらに充実したよい制度にしていくよう、そのルールや基準は、貴省が独断で決めるものではなく、自治体、有識者、国民世論などを含めて、幅広く議論を行い、大多数が納得できるものをを目指すべきではないでしょうか。当市としては、そういった議論の場を設けていただきたいと考えます。

「返礼品の調達率」については、本来は制度を運用する各自治体の判断に委ねられるべきものとは思いますが、しっかりとした根拠があり、全ての自治体が遵守するルールとするならば、「3割以内」とすることに当市も賛同します。については、3割という数字の妥当性についての根拠を明確にお示しいただく、これを貴省に求めます。

また「地場産品」については、豊富な特産品を持つ自治体とそうではない自治体との間で格差が生じることが容易に想像でき、ふるさと納税の返礼品として人気のある特産品を持たない自治体への配慮や、各自治体で創意工夫ができるような余地を残すことの意義など、幅広い意見を踏まえたうえで、しっかりと論議すべきではないかと考えます。したがって、ルールを設けるのであれば、広く議論の場を設けていただけるよう貴省に求めます。

寄付文化の醸成、地域産業の振興、地場産品の訴求、地域課題の解消など、ふるさと納税制度によって見込まれる効果は多いと思いますが、ふるさと納税の「本来の趣旨」は、あく

までも「首都圏に偏りがちな税収を、地方に分配すること」であると当市は理解しています。

貴省の通知は、ここまで浸透してきたふるさと納税という制度に対する国民の興味・関心や地方自治体のモチベーションを低下させ、結果的にふるさと納税の縮小につながってしまうのではないかと危惧しています。

貴省が賢明なご判断をなされますよう、改めてお願い申し上げます。